

令和3年2月10日

保護者の皆様

豊岡市教育委員会

新型コロナウイルス感染症公表の考え方について

日頃は、新型コロナウイルス感染症予防に対し、適切にご対応いただきありがとうございます。

さて、市内の学校においても、新型コロナウイルス感染者が確認されています。そこで児童生徒が感染者となった場合、当該児童生徒に対する根拠のない誹謗中傷や悪質なデマ等の拡散を防ぐとともに、感染拡大防止の観点から、下記のとおり対応いたします。

ご理解とご協力をお願いいたしますとともに、引き続き、お子様やご家族の皆様の感染防止に努めていただきますようよろしくお願いします。

記

(1) 臨時休業を行う必要がある場合

- ・学校名のみを防災行政無線でお知らせします。
- ・臨時休業を行う学校の保護者には、文書で臨時休業について期間等のお知らせをします。

(2) 臨時休業を行う必要がない場合

- ・学校名及び学校で感染者が確認されたことについては、防災行政無線等による公表は行いません。
- ・当該小中学校の保護者には、文書で児童生徒に感染が確認されたことをお知らせします。(名前などの個人が特定されることは記載しません)
- ・感染された児童生徒及び保護者の承諾を得たうえで、当該小中学校の児童生徒に口頭で名前等の事実を伝えます。(どの範囲の子どもに伝えるかは、学校判断とします)
- ・その場合、人権的な視点での授業を徹底するとともに、互いに思いやり、いたわる態度を身につけるため、指導を全校で取り組みます。

(3) 個人情報保護や人権擁護の観点から公益を欠く場合は、お知らせしないこともあります。